

鳥取県告示第152号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年4月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人がいなネット
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小田 貢
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市河崎580
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、ボランティアなどの善意の団体、個人に対して、情報共有、情報の交換の場を提供し、ボランティア、助け合い、街づくりを推進する事業を行い、安心、安全、健全な社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員の任期の変更